

# 事務局運営規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、首都圏土壤医の会（以下「本会」という。）規約第26条の規定に基づき、本会の事務局運営の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

## 第2章 職掌

(業務分掌)

第2条 事務局の分掌は、以下に掲げる範囲とする

- (1) 理事会及び総会に関すること
- (2) 登記・諸届に関すること
- (3) 契約に関すること
- (4) 制定・改廃に関すること
- (5) 職員の人事・労務及び福利厚生に関すること
- (6) 会員勧誘・管理に関すること（会費に関することを含む）
- (7) 財務及び会計に関すること
- (8) 事業計画及び事業報告に関すること
- (9) 広報全般に関すること
- (10) 個人情報の取り扱いに関すること
- (11) その他特命事項

## 第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局に次に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 事務局長（経理責任者を兼ねる）
- (2) 事務局次長
- (3) 職員（臨時職員を含む）

2 事務局長は、前項以外の職制を定めることができる。

## 第4章 職責

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の命を受けて、事務局長を補佐して事務局の事務を行う。事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 職員は、事務局長の命を受けて事務局の事務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、会長が行う。

2 職員の職務は、会長が指定する。

## 第5章 事務処理

(文書による処理)

第6条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長及び副会長を経て、会長の決裁を受けて実施する。

(代理決裁)

第8条 会長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、会長があらかじめ指定するものが決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに会長に報告しなければならない。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改正)

第10条 この規則の改正は、理事会の決議を経て行う。

## 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、首都圏土壤医の会の設立の日から施行する。